

平成 25 年 11 月 27 日

各 位

上場会社名	GFA 株式会社
代表者	代表取締役 松浦一博
(コード番号	8783)
問合せ先責任者	取締役 平野公久
(TEL	03-6432-9140)

## 株主による新株発行差止仮処分命令申立てに関するお知らせ

当社が、平成 25 年 11 月 22 日開催の取締役会において決議しました、吉野勝秀氏を割当先とした第三者割当による新株式の発行（以下「本新株式発行」といいます。）について、当社株主から新株発行差止仮処分命令申立てがなされましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 差止請求に至った経緯

当社は、平成 25 年 11 月 22 日付「第三者割当による新株式の発行並びに主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」においてお知らせしたとおり、同日開催の取締役会において、本新株式発行を実施することを決議しております。

しかしながら、当社株主より平成 25 年 11 月 26 日付で、本新株式発行を差止める仮処分命令の申立てが東京地方裁判所に行われ、当社は、本日、当該仮処分命令申立書等を受領いたしました。

#### 2. 仮処分の申立てをした株主の概要

氏名	小泉 清孝
住所	大阪府和泉市
所有株式数（所有割合） （平成 25 年 11 月 26 日現在）	196,600 株（9.93%）

#### 3. 申立ての概要

##### (1) 申立年月日

平成 25 年 11 月 26 日

##### (2) 申立ての理由

当社が受け取った仮処分命令申立書によれば、本新株式発行は、現経営陣の支配権維持のためになされたもので、著しく不公正な方法によるものであり、それによって大株主である小泉清孝氏（以下「小泉氏」といいます。）は重大な不利益を受けるおそれがあるため、本新株式発行を差止める仮処分命令の申立てを行ったとのことです。

#### 4. 今後の見通し

申立ての内容については現在精査中ですが、本新株式発行は、既存事業の強化・拡充並びにその周辺領域への事業領域の拡大及びサービスの多様化を早期に実現するために必要な資金を調達するものであり、当社の中長期的な企業価値・株主価値の向上に寄与するものであるため、著しく不公正な方法によってなされたものであるとの小泉氏の主張には著しい誤りがあるものと言わざるを得ません。

当社としましては、小泉氏の主張には理由がないものとして、本新株式発行の適法性・適正性を主張して参る所存です。

(ご参考) 本新株式発行の概要

(1)	払込期日	平成 25 年 12 月 9 日
(2)	募集株式の種類・数	普通株式 724,100 株
(3)	払込金額	1 株につき金 290 円
(4)	払込金額の総額	金 209,989,000 円
(5)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	資本金 104,994,500 円 資本準備金 104,994,500 円
(6)	割当予定先及び割当予定株式数	吉野勝秀 724,100 株

※詳細は、平成 25 年 11 月 22 日付「第三者割当による新株式の発行並びに主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」をご覧ください。

以上